

「新訂 福祉用具専門相談員研修テキスト 第2版」 追補資料 2024年介護保険改正のポイント（福祉用具関係）

福祉用具にかかる貸与と販売の選択制の導入

2024（令和6）年4月より、（介護予防）福祉用具貸与・特定（介護予防）福祉用具販売について、一部の福祉用具で貸与と販売の選択制が導入されました。

これは、貸与期間が長期にわたる場合などに貸与価格の累計額が販売価格を上回るケースがあることから、利用者負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るために創設されたものです。また、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保することも目的の一つとされており、貸与・販売後のモニタリングやメンテナンス等のあり方についての規定も新たに設けられました。

【主な関係箇所】

- ・第1章第1節 1 福祉用具の定義と種類……7頁
- ・第2章第1節 1 3 介護保険法によるサービス……53頁
- ・第5章第1節 1 福祉用具の供給の流れ……427頁

■選択制の対象となる福祉用具の種目・種類

選択制の対象となる福祉用具の種目・種類は、次の4つです。

- ①固定用スロープ
- ②歩行器（歩行車を除く）
- ③単点杖（松葉づえを除く）
- ④多点杖

※2022（令和4）年4月より、特定福祉用具販売の給付対象種目として「排泄予測支援機器」が追加されています。

【主な関係箇所】

・第5章第2節……458～481頁

■対象者の判断と判断体制・プロセス

貸与・販売の選択は、利用者等の意思決定に基づいて行われます。そのため、介護支援専門員や福祉用具専門相談員には、貸与または販売を選択できることについて十分な説明を行い、選択にあたって必要となる情報を提供しつつ、医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえた提案を行うことが求められるようになりました。

【主な関係箇所】

第5章第2節……458～481頁

■貸与・販売後のモニタリングやメンテナンス等のあり方

〈貸与〉

福祉用具貸与のモニタリングを適切に実施し、サービスの質の向上を図る観点から、福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリングの実施時期が追加されたほか、利用開始後6か月以内に少なくとも1回はモニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うこととされました。

また、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、モニタリングの結果を記録し、その記録をサービスの提供にかかる居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告することが義務づけられました。そのほか、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて計画の変更を行うこととされています。

〈販売〉

特定福祉用具販売では、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認することが規定されています。それに加え、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合には、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うように努めることとされています。